

社会保障研究の課題

——社会政策論との関連で——

保坂哲哉

I 社会保障研究と社会政策研究の主題

社会保障研究の課題というテーマに、社会政策論の立場から迫る、というのが筆者に与えられた課題である。表題はその趣旨に沿って掲げたが、内容は筆者の当面の問題関心に合わせて限定することにしたい。

日本において展開されてきた独自の学問領域としての社会政策論ないし社会政策研究を簡単に要約することは困難であり、筆者の能力を越える。そこでは、マルクスやエンゲルスらの資本主義分析の諸理論と諸概念を中心にして議論が展開される。

一方、ドイツにおいては1872年に社会政策学会(Verein für Socialpolitik)が創設されて以来の古くからの研究活動の流れがあるが、その後の研究動向は凝集化ではなく拡張化の方向を辿っている。その流れを汲む西ドイツの学会は、当初の名称をおろしてはいないが、正式には経済・社会科学会(Gesellschaft für Wirtschafts-und Sozialwissenschaften)と称して、幅広い分野の学者が多様なテーマについて討議する研究集団へと発展している。いずれにせよ、少なくとも西ドイツに受け継がれたドイツ社会政策論は、日本のそれとは質の違うものである。しかしながら、西ドイツにおいてもマルクス主義の立場からの研究集団は活発に活動を続けており、またそれ以外の立場をとる研究集団(たとえば批判理論学派)もあって、社会政策や福祉国家の諸問題に関するテーマはその重要な研究対象とされているのである。

テーマを共有するという点では、西ドイツ以外の国々として事情は同じである。これら一連の研究動向のなかで注目されるものの一つは、マルクス主義の立場からの資本主義国家論の展開である。イギリスのボブ・ジェソープ(Bob Jessop)は、1982年の著書¹⁾において最近におけるマルクス主義国家論の展開を、三つの大きな流れに分けて考察しているが、そこには、西ドイツをはじめ、イギリス、フランス、イタリアなど西ヨーロッパ諸国における諸研究がカバーされている。この書物はいち早く日本語に訳出されているが、その他そこで取り上げられた人々の基本文献を精力的に邦訳するとともに、アメリカや東ヨーロッパにおける同様の研究動向をもカバーした田口富久治教授の1979年の著書²⁾は、日本における貴重な貢献である。

資本主義国家の理論的、実証的分析は、福祉国家体制のもとにおける社会政策研究にとって不可欠な部分ではあるが、それで終るわけではない。マルクス主義の立場に限らずとも、労働力や労働者階級は社会政策研究におけるキー概念である。しかし、ここでの問題意識は資本主義国家についてのそれとは異なる。また日本と西ヨーロッパでは事情がかなり違う。日本ではとりわけ石油危機以後の労働組合やそれを代表する政党の政治的、経済的影響力の低落傾向を否定し難い。西ヨーロッパでは、労働者政党が与党経験をもち、または政権の座にあるという点で日本とは決定的に区別される。けれども、西ヨーロッパ社会主義政党の主流は、いわゆる社会民主主義であり、それを支える労働組合組織とともに、高度成長期には自ら

福祉国家の担い手としても登場し、福祉国家の成長に貢献したものの、低成長期に入ってからは大衆的支持を拡大するに足る効果的な経済政策と社会政策を打ち出すことに成功していない。

これらの国々で新たに注目されつつあるのは、いわゆる新しい社会運動である。すでにその一部は、西ドイツにおける緑の党のように制度化されたものもある。これらの新しい社会運動は、さまざまな観点からの研究対象となりうるが、社会運動論としての展開はまだ萌芽の状態にとどまる。ここでは主としてその社会構造的背景に注目することにしたい。その場合、社会的批判学派その他の立場からの国家論を意識した議論が中心的に取り上げられることになる。すなわち、クラウス・オッフエ (Claus Offe) の福祉国家に関する英訳・英文論文を集録した近著³⁾は、この点で恰好の材料である。なかでも、デーヴィッド・ヘルド (David Held) とこの書物の編者であるジョン・キーン (John Keane) を質問者として行われたインタビューは、オッフエの最新の研究関心を包括的に知るうえで貴重な文献である。オッフエはユルゲン・ハバーマス (Jürgen Habermas) と、1971年から1975年にかけてシュタルンベルク (Starnberg) のマックス・プランク研究所で共同研究に従事し、その成果の一部はハバーマスの1973年の著書⁴⁾に結実している。しかし、ここではハバーマスが1962年の著書⁵⁾で提起した問題へと結びつけることにしたい。

この小論のテーマは社会保障研究と社会政策研究の関連であるが、その両者の研究動向と研究課題について包括的なサーヴェイをするというスタイルはとらず、両者に共通すると思われる研究主題の若干に関する、ある特定の研究者による問題意識や研究の方向づけの相互的な関連について考察するという途を選ぶ。

II 資本主義国家と社会政策

社会政策に関する議論の一つの焦点は、社会政策的諸立法が国家政策として打ち出されるべき必然性を、資本主義のいかなる基本原理や法則から

導き出すべきか、という点であったのではなからうか。社会政策論のあるテキストにおいて、西村豁通教授は次のように述べている。社会政策は、市民社会としての資本主義社会に出現する深刻で苛烈な社会問題の打開を目ざす労働者階級の集団的要求や闘争を処理するためにとられる懐柔的な国家政策である。しかし、その表面的な社会改良性や革新性にもかかわらず、その政策目的は、「こうした政策を発動させる基盤ともなった資本主義社会との構造的関係」でとらえられなければならない。「それにはこの政策の発現と根拠をまず資本主義社会のもつ基本的な原理や法則のなかに正しく定置する必要がある」。すなわち、それは、「一つにはいわゆる価値法則を基盤とする商品交換の原理であり、いま一つは……資本蓄積の法則である」⁶⁾。そして、同じ書物のなかで、大陽寺順一教授は、まさにこの点をめぐって「各種の社会政策論が分立する可能性」を示唆している⁷⁾。

社会政策論と同様に、資本主義国家論もまたさまざまな種類のものが分立している。この二つの領域の議論は相互に対応して展開されているのではなく、関心の重点にややずれがあると思われるが、内容的には相互にかかわり合うべきものである。この項では、前項でもふれたボブ・ジェソープの著書を取り上げることにする。

ジェソープは、戦後ヨーロッパのマルクス主義国家論の批判的なサーヴェイを行う。対象とされるのは、国家独占資本主義、いわゆる国独資論、資本主義国家の形態と機能の論理的導出という方法をとる主として西ドイツの学者のアプローチ、そしてニコス・プーランツァス (Nicos Poulantzas) によって代表される新グラムシ・アプローチである。これら三つのマルクス主義的国家分析アプローチの検討に対して、ジェソープは、まずマルクスとエンゲルスの国家分析の検討を先行させる。両者の著作は、その実質的な内容とそれらの議論の基礎となる理論的方法という二つの観点から展望される。実質的内容に関しては、次のように要約されている。

「マルクスとエンゲルス、あるいはそのいずれかが国家と政治行動に関して提示したさまざ

まな研究から、単一の、一貫して統一的なマルクス主義の理論を抽出することは不可能なことであると思う。そうではなくて、かれらは、不安定ですわりの悪い関係のうちに共存している多様な理論的パースペクティブを提示したのである。まさに、この多様な視点と議論こそが、その後のマルクス主義者の国家理論の多様化の基礎となっているのである。」⁸⁾

理論的方法に関しては、マルクスが『経済学批判序説』(1857年)や『ゴータ綱領批判』においてとった現実主義的で科学的な方法がとられ、それはジェソープによって「アーティキュレーションの方法 (method of articulation)」と呼ばれる。それがいかなるものであるかを理解する助けとして、エンゲルスに関して述べられた次の文章を引用しておこう。

「……多くのさまざまな規定の総合を通じてのみ、抽象から具体への移行は可能なのであり、このことは非常にさまざまな説明原理や分析様式の接合〔アーティキュレーション〕を含んでいる。というのは、単一の因果原理に基いた一定の局面における特定の国家の理論的説明をおこなうと試みることは、もっと極端な形態の還元主義や本質主義に入り込むことになるのであるから。要するに、特定の国家の理論的説明は可能であるが、史的唯物論の基本前提を放棄することなしに、単一の国家理論を形成することはできない。」(〔 〕内および傍点筆者)⁹⁾

これだけの引用では、マルクスやエンゲルスが提示した資本主義国家分析の多様な理論的パースペクティブが、特定の国家の理論的説明においてアーティキュレートされる論理的手法についての曖昧さは解消しない。ただ、国家に関する一般理論を目ざすことによって犯す方法的過ちを排除するという狙いは明らかにされたと思われる。

ジェソープが出発点としたマルクス、エンゲルスの国家論は、次のように展開される。まず、国家と市民社会の分離というヘーゲル的問題設定のなかに位置づけられる初期マルクスの近代国家批判から出発し、国家の階級理論へと発展する過渡期にふれたのち、三つの主要テーマ、すなわち経

済的土台—政治的上部構造、階級支配の道具としての国家、凝集化 (cohesion) の要因としての国家、のそれぞれの特徴とともにそれらが経済還元主義、階級還元主義、主意主義的傾向 (国家の相対的自律性を主張する) 等の一面的なアプローチへと走る危険と難点をも明らかにする。そして、これらのテーマやアプローチがマルクスやエンゲルスの政治分析に対してもつ意味について考察する。ジェソープによれば、マルクスとエンゲルスの政治研究における関心の主要対象は「具体的な社会形成体」であって、高度に抽象的なレベルでの国家の定義に到達することではなかった。「国家は理論的分析と総合の複雑な過程ののちにのみ理解されうるのだから、国家とは政治分析にとっては出発点でもあり到達点でもある、ということをしている」¹⁰⁾。いずれにせよ、国家をその多面的規定の一つに還元することは誤りである。こうして社会民主主義的な国家概念はもとより、多くのマルクス主義国家論に批判の鋒先が向けられるのである。

資本主義国家論の分野でジェソープによって採用されたのと同じ論法が、そのまま社会政策論の分野に適用できるとは思われないがこの種の論点の整理と各種社会政策論の批判的検討を行うことは、社会政策論の分野における重要な研究課題である。なお、ジェソープは前記のようなマルクス、エンゲルスの国家論理解にもかかわらず、戦後ヨーロッパのマルクス主義的諸研究をかなり抽象度の高いレベルで論じている。しかし、そこには戦後の西ヨーロッパが経験した福祉国家の成長と危機への突入という現実に触発された理論的、実際的研究関心の高まりがあったことを指摘しておかなければならない。

III 福祉国家の諸政策と政治機構

ジェソープは、戦後期西ヨーロッパにおいてマルクス主義国家論が新たな展開を遂げる背景についてふれていない。その点ではジョン・ホロウェイ (John Holloway) とソル・ピッチオット (Sol Picciotto) の議論が参考になる。両者は西ドイツ

における「国家導出論争」、つまり資本主義国家の形態と機能をいかなる根拠から理論的に導き出すかをめぐって展開された論争を、イギリスの読者に紹介するため代表的論文を英訳した1978年の編著¹¹⁾の序論において次のように述べている。

「現在の資本主義の危機は、これまで以上に国家の危機として立ち現われる。『新しい資本主義』における国家の経済的危機克服能力を信じた人々は、石油危機以後の新たな危機に直面して、またこの危機が資本主義国家にとって致命的な脅威になるとみた人々は、国家がその活動を制限されることなく、危機打開能力を示すという現実の事態の進展に直面して、これまで抱いてきた国家観の修正を迫られている。現在西欧資本主義諸国が直面している危機は、こうして、国家とその資本主義的蓄積の過程ならびに危機の過程に対する関係を正しく理解することがさし迫って必要であることを示した」¹²⁾。

ホロウェイとピッチオットの共編著にも収録された論文の筆者ヨアヒム・ヒルシュは、1980年の著書¹³⁾において、同じような問題意識から、社会民主党 (SPD) 主導政権下の西ドイツが、1960年代末の危機脱出から1970年代の新たな危機を経験する10年余の期間を対象とし具体的な国家分析を行った。この書物の題名「保障国家」は、福祉国家に具現された資本主義国家の二重の機能、再生産保障と支配保障、を表わす言葉として選ばれたものである。またその副題「『モデル国ドイツ』とその危機ならびに新しい社会運動」は、この時期における流れの変化の方向を示すものでもある。

ヒルシュは、国家に関する理論は社会の形成とその変化に関する史的理論にもとづいて行われなければならないが、そのような理論は十分発展した形では存在しないとして、フランスでの資本の国際化に関するアプローチの助けを借りる。そして資本主義の現段階をフォード主義の段階と呼ぶ。耐久消費財の大量生産によって特徴づけられる時代であるところから命名されたもののようである。この段階において、資本主義化の徹底 (Durchkapitalisierung, 商品経済化、農村的生活基盤や家族

的自給・サービス機能の剥奪など)、資本主義的再生産条件の変化によって、社会全体の再生産連関の国家化の徹底 (Durchstaatlichung) の過程が進行する。すなわち、資本増殖過程が政治的に制御され管理されなければならないばかりでなく、労働力の再生産もまた大幅に政府の規制・管理の対象とならざるをえない。それゆえ、社会保障の網の目は給付の性格をもつものでは決してなく、むしろ社会化条件の変化によって生まれた構造的必需財であるとみなされる。ところで、国家装置の相対的自律性は、いかなる資本主義社会においても再生産の基本的前提条件であるが、国家化の徹底という社会的傾向との間で矛盾を生ずる。ヒルシュは、この矛盾を理論のそれではなく資本主義自体の矛盾であり、特定の社会紛争となって現われ、それがさらに国家の治安機関による監視と統制の強化をもたらすという。

しかしながら、ヒルシュが注目する政治システムのレベルにおける最近の変化には別の重要な側面がある。それは、労働組合と政党の変化、それに付随して生じた新しいコーポレート構造、ならびに社会対立の場面の变化である。社会のフォード主義的構造変動によって社会的不統合が生じ、伝統的な労働者の共同体は破壊され、労働者階級内部において分化と分断が生じた。新しい中産階級が興り、労働移動が余儀なくさせられる。こうして政党は、階級的利益のための組織から官僚的、大衆統合的 (massenintegrativen) 装置へと転化した (このことは対象とされている西ドイツの状況を想起して理解すべきである)。組織の下部のレベルでの活動が減少し、いわゆる党仲間の生活が失われる一方、組織の集権化、官僚的エリート支配が強まる。政党の法的、財政的地位は高まる反面、ますます党員からの距離は遠くなる。政党は行政的規制装置の構成要素となって、ますます深く社会組織のなかに滲透するという点で、社会の国家化の一つの主要な形態を表わすものである。これらすべては、社会化と階級構造のフォード主義的变化の所産であるが、同時にそこでは世界市場における競争の増大という側面にも目を向けなければならない。後者の点に関しては、政党の統

制的機能を強化するが、経済的には行動範囲を制約する効果をもたらすと考えられる。国内的、階級的諸政策の遂行はこうして制限され、社会保障や環境保護政策がその犠牲となる。

労働組合についても、政党とほぼ同様の構造変化が生じ、多少違った形ではあるが大衆統合機関へと転化し、政党とともにコーポレータ的規制カルテルの形成に加わる。このようなネオ・コーポラティヴな社会的規制様式こそは、先進資本主義社会における社会的、経済的安定の確保のための基本的な前提条件である。ヒルシュは、西ドイツに特殊的な歴史的条件として、ファシズムによる労働運動の破壊と伝統的に強力で効率的な官僚制国家の存在の2点を挙げる。また、SPDの政権参加の意義について、次の2点を指摘する。

「まず第1に、それは、労働組合をそのSPDとの結びつきを通じて中央の経済政策的決定機関へと拘束し、——資本の国民経済的合理性維持という目的に義務づけられて——労働者階級には重大な帰結をもたらす自制的賃金政策と技術進歩に応じた構造改革の受容を労働組合に受け入れさせた。これら一連の措置は1966—67年危機の『解消』の決定的な基礎であり、1974年以後の危機政策の中心的契機であった。……他方、SPDは、小・中資本と強く結びついたCDU/CSUよりはむしろ、技術的に高度な国際的に経営されている独占資本を利するために必要な経済的・社会的構造改革措置を実行する立場にある。事実、国の『近代化』戦略、とくに技術政策、教育部門、都市・地域開発、熟練・技術労働力の再生産保障の諸分野におけるそれは、基本的には（1969年以降の）社会・自由連立政権によって導入されたものである。……」¹⁴⁾

しかしながら、フォード主義段階における資本主義の現段階で形成されたこの政治システムは、1970年代半ば以降の世界的経済危機のもとでその弱点を露呈する。ヒルシュによれば、このフォード主義的政治システムの危機の諸契機は、主として、コーポレータ主義的大衆統合システムが、政治システム内ではもはや処理できない各種の利害を排除するという事実によってもたらされるという。

大衆統合の諸装置は、社会的基盤から切り離され、官僚制化、集権化してしまっているために、社会的な利害や諸問題に対しての感度と対応力が弱まり、大衆はもはや彼らによって代表されているとは思わなくなってしまう。その結果、社会的紛争や問題は、これら大衆統合の諸装置の影響力の及ぶ範囲の外で起こり、これら装置の機能は実質的に弱められてしまう。コーポレータ主義的規制カルテルは、社会を分裂、分断させる傾向をもたらすが、とりわけ経済的目的に関係がないと目される個人や利害は系統的に社会から排除されてしまう。老人、病人、社会的不適応者、青少年、外国人労働者が例として挙げられている。かくて、社会の「近代的」部分と「縁辺的」部分との両極分化が起こる。対立関係はシステムの安定化を目ざす大衆統合機構の官僚装置とその利害が無視される構成員の間で、より重大化する。もう一つの対立場面は、コーポレータ的に統一された政治装置全体と、これに対立して形成される制度外的社会運動との間である。これらの運動は、無視されたニードや利害を明確化してこれを実現することを目ざすものである。そのような必要性はこれらのニードや利害が体制的システムの機能的論理の考え方に合致しないところから生じる。ところが、政治的システムが硬直的で不透明であるために、これらの運動はいっそう促進されることになる。

新しい社会運動は、政治、社会的解放、社会的発展に関する新しい理念の展開を可能にするが、それは結局、運動自体の発生を含めて既に述べたような社会構造とそれに対応する政治的組織形態の変革の帰結である。それゆえ、保障国家は見かけほどには強力なものではない。一方、ヒルシュは新しい社会運動の提起する諸問題は、「保障国家」の現状と予後の診断のうえで重視するものの、運動自体については、イデオロギー的にアンビヴァレントでバラバラであり、その社会的性格を評価することは困難である、と述べている。

ヒルシュの全般的な展望は次のとおりである。「革命的变化は、今日では事実上『急進的改良主義』の道によって可能である。——ここで急進的とは二重の意味においてである。すなわち、『末

端において分権的に』決壊口と紛争を広げることにより、労働・生活条件を実践的に変革するに当って、自主的組織づくりと自律的な利益確保を一貫して実現していくこと、ならびに、解放的諸目標を国家の援助によって達成しようと望むことを一貫して断念すること、である」¹⁵⁾。要するに、ヒルシュにあっては、社会政策的諸措置とりわけ社会保障は、現存の体制的枠組のなかではシステム全体の機能を維持、促進する媒体にとどまらざるをえないのである。その場合、再生産保障と支配保障という二重の機能を果たすべき国家は、ネオ・コーポレート主義的大衆統合装置を配した政治システムの配置のなかでこれらの社会的諸政策を形成・実行するが、それがかえって新たな社会問題と社会運動の諸形態を生み出す源泉となり、しかもそれに効果的に対処しえないところにその限界をみる。

IV 社会保障の拡大と福祉国家の矛盾

ここでわれわれは、西ドイツのもう一人の学者クラウス・オッフエを取り上げようと思うのであるが、実は、ジェソープは、その著書のなかでヒルシュに続いてオッフエをも取り上げているのである。このジェソープによる「クラウス・オッフエについての補説」¹⁶⁾、ならびにコメントは有益であるが、ここでは冒頭に掲げたヘルドとキーンによるインタビューに拠ることにする。

オッフエの学問的系譜のうち、ハバーマスとの関係については既にふれた。インタビューでは、マルクス主義、批判理論、システム理論、経験的社会研究との関係が問われたの対して、折衷的立場をとるという趣旨の答えを行っている。そして古典的マルクス主義、第2インターナショナルに発する社会学的伝統からの影響は認めるが、古典的批判理論の現代的意義には否定的であるという。ハバーマスとともにいわば第2世代の批判理論学派に属するとみてよからう。

オッフエは、「福祉国家の矛盾」について論ずるに当って、まず矛盾という概念を次のように定義する。「矛盾の簡潔な定義とはこうである。そ

れはある社会構造の一定の必須の諸要素が相互に反発し合うために統合されえない状態である」¹⁷⁾。この矛盾概念を福祉国家に適用するに当って、カール・ポラニーによる古典的マルクス主義の賃労働過程の再定式化に依拠する。ポラニーによればフィクションとしての労働力=商品形態に基礎を置く社会は、必然的に非商品化された扶養システムを必要とし、これらのシステムは、労働力が労働市場で売買されない場合には常にそれを保全し向上するよう機能するという。このような福祉的諸制度は、T. H. マーシャルらの見解とは違って、労働力商品化の前提条件である。オッフエは、この福祉と資本主義の関係こそが矛盾であり、それは社会政策的給付の国家による独占によっていっそう深化するという。この後者のプロセスをオッフエは非商品的扶養システムの政治化と呼ぶ。この過程を促進する要因には二つのタイプがあり、ヒルシュの資本主義化と国家化という二つの傾向を対比することもできるが、このあたりの分析は、ハバーマスの公共性の社会的構造変化に関する研究に負うところが多いと思われる。いずれにせよ、矛盾は資本主義にとって不可欠な商品形態の維持を目ざす福祉国家戦略が、かえって商品形態をまぬかれた政策や諸制度へと導くという点にある。ある組織が非商品化されたということは、この組織による使用価値の給付行為が、市場行動に適した合理性の形態によってもはや導かれないことを意味する。かくて非商品化された組織の成長が続けば、市場合理性はますます弱められ、麻痺させられる。福祉国家は資本主義経済にとって耐え難い重荷になりつつあるという新保守主義者の危機感はこの点で理解できる。と同時に、福祉国家によって脱商品化された社会生活圏は、政治闘争によって、使用価値の生産と分配、すなわち広い意味での福祉的活動を志向した相対的に自律的な生活サブシステムへと発展可能であるという点で、左翼グループにとっての政治的チャンスが見出せる、とオッフエはみる。

ところで、このように福祉国家の矛盾を理解する前提には、資本主義経済が自らをたえず機能麻痺へと押しやる傾向があるという認識がある。そ

の点に関連してオッフエが現在の経済危機の原因をどうみているかという疑問がある。それに対する答えとして、現在の資本主義的世界経済の後退の二つの基本的側面が指摘される。一つは、ケインズの福祉国家の脱商品化政策が資本主義経済の自浄作用を弱めたこと、第2は、需要の飽和現象である。後者の点に関連して、将来の成長潜在力は、もしあるとすれば、それは行政的に国民に課されるべき投資と消費の諸形態を通じて創出されるものであろう。けれどもそれは、マイナスの環境的、軍事的、社会的帰結のために、市民と消費者からの強い抵抗を誘発せざるをえない。

ここで階級闘争の問題や社会運動論に入ることになるが、それに先立って、ヘルドとキーンは、オッフエ理論において重要な地位を占める正統化論、逆に比較的軽視されている暴力と領土性（帝国主義論）の二要因、法や司法機関の役割などについて質問が試みられている。これらについては必要なかぎりにおいてさかのぼって取り上げるととどめよう。

オッフエの労働組合と労働運動に関する議論は、古典的マルクス主義モデルの基本前提に対する批判のうえに立つ。ヒルシュと同様に労働者階級内部に分化が生じ、いまや労働者階級の平等性と同質性は支持し難いとオッフエはいう。しかし、このインタビューに関するかぎり、分化のプロセスについての分析が示されているわけではない。もっとも、それは質問者がオッフエのこの問題に関する実証的研究業績に注意を向けたためと考えられる。

オッフエの労使関係の政治的ポテンシャルに関する議論は、ふたたびマルクスのテーゼから出発する。労働を不当にもあたかも商品のごとく扱う商品化のプロセスは、権力関係の存在を前提にしている、というのがそれである。単純化のために、権力とは敵対者より長く待つ能力または無能力と定義すれば、権力関係は資源の不平等度によって決定される。ところで労使関係を考える場合、二つのモデルが立てられるという。ジェームズ・オコンナー（James O'Connor）の名称によれば、スーパーマンの資本家権力によってすべての労働者

が統御、搾取される犠牲モデルと資本家のコントロールのもとにある資源や権力を利用しながら資本家に対して強力な反対がなされる点を強調する階級闘争モデル、がそれである。オッフエは、脱商品化理論を適用して、資本主義の発展は資本の組織化潜在力を減退させ、ますます非資本主義的支持システムに従属的になりつつあることを指摘する。犠牲モデルの選択の余地がないことは明らかである。けれども、賃労働—資本関係がもはや社会的存在の基本的決定要因ではないこと、資本主義の存続がますます非資本主義的権力、ならびに対立の形態いかににかかっていること、この2点をオッフエは強調する。とくに完全雇用のビジョンが資本側から崩された現段階において描かれるべきシナリオは、縮小する資本主義的核心部と拡大する非市場制度的生活形態、生活条件の縁辺末梢部分への分岐した社会の出現という筋書きである。西ドイツ労働運動とSPD右派はそのような展望を欠くかぎりにおいて批判される。

ところで以上のオッフエの考え方には、最近の福祉の見直しや切り捨て政策に表われる福祉国家後退傾向が無視されているのではないか。その意味ではかなり楽観的にすぎるかないしは希望的観測にすぎないのではないか、という疑問が起る。オッフエが非商品化過程と福祉国家を不可逆的事象と確信する根拠はなにか。オッフエが挙げる主要な理由は次の3点である。まず経験的には、福祉国家の部分的後退はあるにしても、トータルには疑問視されていないこと、第2には、労使双方の保護手段、紛争減少メカニズムとして経済的かつ効率的で、純粋な市場社会といったものによって代替しえないこと、第3には、同様に、近代化の過程で犠牲となった三世代家族、コミュニティ・ネットワークなどによっては、もはや社会ニードが吸収されえないこと、がそれである。

それでは、ヒルシュが批判したコーポラティズムについて、オッフエはどう考えるのか。彼は二つの限界ないし問題点を挙げる。第1に、コーポラティズムの意志決定メカニズムは、それから除外された第三者を搾取すること、である。たとえば価格決定や生産割当てから排除された消費者の

場合にそれが起こりうる。第2に、交渉関係の不均衡性が挙げられる。たとえば三者協議である意志決定が行われても、労働組織にはこの決定の拘束力が及ぶのに、使用者側にはそれが及ばないというケースがそうである。結局、コーポラティズムのメカニズムが公正かつ適切に働かうための前提条件は、生産手段の社会化であるが、全参加者がそれに合意する用意があるかどうかが問題とされる。

オフフェは、新しい社会運動に対して強い関心を示すが、それは西ヨーロッパの国々で新しい政治のパラダイム（一連の集団的行為者、問題、価値、行動様式）を登場させつつあるからである。彼が、新しい社会運動の新しさとして挙げるのは、運動家達の社会構造内における地位が縁辺的ではなく、むしろ中心的な役割を担う層だということ、およびもっぱら手段的、戦略的合理性に訴える近代化プロセスは本来反生産的、破壊的であると考えられるけれども、強い将来志向をもち、決してロマン的回顧的ではないこと、の2点である。新しい社会運動は、現存の政治諸制度・組織は十分な学習能力を欠き、したがって近代化の破壊的帰結を予測し、処理することができないという確信にもとづいて、それとは別の草の根政治の諸形態が必要だと主張する。それによって現存政治諸制度の内容は豊かになり、近代化の欠陥に対する新しいタイプの抵抗を効果的に作り上げ、全社会システムの学習能力は向上する。オフフェの新しい社会運動に関するコメントは、彼自身の民主的社会主義 (democratic socialism) の展望への導入部のような感があり、批判論を欠いている。

V 福祉国家の政治学、社会学と社会政策論

社会の国家化 (Verstaatlichung) と国家の社会化 (Vergesellschaftung) という図式は、ハバーマスが19世紀末にはじまる国家の干渉政策の増大傾向のもとにおいて、公共性の構造変化の特徴を示すために用いたものである¹⁸⁾。ハバーマスによれば、「干渉主義というものは、民間圏内だけではなく決着しきれなくなった利害衝突を政治の場面

へ移し替えることから生ずる」¹⁹⁾。こうして社会圏への国家介入が拡大する反面では公的権能の民間委譲が行われるという。この二つの過程の貫徹という弁証法によって、国家と社会の分離という市民的公共性の土台が崩れていく。そして両者の中間からもはや公的、私的の区別が有効ではない社会圏、再政治化された (repolitisierte) 社会圏が成立する。この過程は、もちろん自由主義的法治国家から福祉国家への変革の過程と対応する²⁰⁾。

福祉国家的介入においては、国家は自由主義的基本権の禁止命令的規定にとどまらず、社会給付の受給と政治制度への参加を実質的に保障する積極的規定、分配の正義に関する利害調整のための綱領的規定の明文化を行わざるをえない。かくて、「政治的公共圏においては、国政に関してさまざまな社会的組織が行動し、政党によって媒介されるなり、直接に公共の行政に協調したりしている」²¹⁾。そのなかでは財産所有者の個人的利害を集団的に組織した狭義の経済団体と、社会法的に保障された私的地位を集団的に代表する大衆組織が重要であり、彼らは私的自律を政治的自律を通じて獲得し主張せざるをえないのである。

ハバーマスは、福祉国家の政治的公共性には、二つの競合する傾向を含むという。一つは市民的公共性の解体形態としての上記諸組織を通ずるいわば大衆統合的な広報活動 (Publizität) であり、もう一つは、自由主義的法治国家との連続性を保ち、政治的に機能する公共性という要請に立って、公衆が諸組織を通じて行う批判的広報活動である。そしてこの後者が公共的コミュニケーションのなかで「貫徹されていく度合いが、福祉国家的体制をとる工業社会の民主化の度合いを——すなわち社会的政治権力の理性化の度合いを——示す」²²⁾と考えられる。

以上の部分的で簡単なハバーマスからの引用は、彼自身の研究の要点を伝えるためのものではもちろんない。われわれが取り上げたヒルシュとオフフェの研究テーマの歴史的な位置づけを理解するのに多少とも役立つのではないかと考えたからである。これら西ドイツの学者達の研究関心は、良くも悪くも西ドイツの政治的、社会的、イデオロ

ギー的等の状況の制約を受けている。それはイタリアやフランスとは大なり小なり異なる状況である。しかしながら、そのような状況の違いを越えて、ヨーロッパ諸国内部、あるいはアメリカ、カナダなどを含む広い範囲での研究交流はきわめて活発である。それはこれらの国々の社会学者の研究関心が、ハバーマスの上記の研究のなかで福祉国家の公共性の構造変化として取り上げた対象圏域にほぼ集中しているからであろう。

オッフエは、ハバーマスとの共同研究のなかで、システム論の方法を用いて、後期資本主義の危機が、経済、政治、社会文化という下位システム間の機能的障害によってもたらされることを示した。ここで紹介した福祉国家の矛盾の図式も、政治領域と経済領域との関係に焦点を合わせている。もっとも、資本主義的商品化過程が福祉国家的諸政策を通じて非商品化過程を拡大するという図式は、他の説明の可能性を排除するという説明を欠くかぎりでは十分説得的とはいえない。二つの要素ないし過程が、補完的、調和的に働く可能性や最適関係の発見を求める研究が行われていることも事実である。

また、ここで取り上げた議論のなかで、社会保障ないし福祉政策は、いわば中間財的に取り扱われており、社会の最終生産物とはみなされていないように思われるかもしれない。しかし、その点ではこれらの論者達が、いわゆる社会政策学者としてではなく、政治学者ないし社会学者として活躍していることに注意しなければならない。その意味では、むしろ彼らが社会政策論としての社会保障研究に対して、政治学や社会学の立場からそれぞれの分析枠組を提案してくれていると受け取るべきであろう。社会政策論の立場から社会保障研究に迫る場合であっても、福祉国家の福祉政策だけにとどまらず、政治領域、経済領域、社会文化領域を含めた広いパースペクティブをもつ必要性を否定することはできない。

西ドイツの研究が西ドイツの状況に制約されていることはすでに述べた。同様に、戦前の日本でスタートした社会政策論も、戦前の日本の状況に強く制約されていたことは否定し難いと思われる。

貧困研究、最低生活費研究、ないし生活構造論の領域における実証的、理論的研究は活発に行われ、すぐれた研究業績を生んだことは周知のとおりである。だが、所得再分配政策、福祉政策の実体をほとんど欠き、それが行われても労働者政策としての色彩が濃厚であった時代において、日本の社会政策論は、労働力ないし労働者にかかわる政策の体系として完成された。1960年代にスタートした皆保険・皆年金体制下において、日本は本格的な社会保障の時代を迎えることになるが、非労働力とくに高齢者に対する所得再分配に国民所得の1割を超える財源を投入せざるをえない状況を迎えて、社会保障の諸問題を扱うためには、社会政策論を新たに構築しなおすか、あるいは社会保障研究を加えた総合化をはかるか、いずれにせよ新たな対応が必要とされている。最近、東京大学社会科学研究所では、「福祉国家」に関する大がかりな研究を、外部研究者の協力をえてまとめつつあるようであるが、その成果は学際的研究と社会政策論的アプローチという二重の関心から期待される。

注

- 1) Bob Jessop, *The Capitalist State: Marxist Theories and Methods*, Martin Robertson, Oxford, 1982. 田口富久治・中谷義和・加藤哲郎・小野耕二訳『資本主義国家——マルクス主義的諸理論と諸方法』御茶の水書房, 1983年。
- 2) 田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』青木書店, 1979年。
- 3) Claus Offe (ed. by John Keane), *Contradictions of the Welfare State*, Hutchinson, London, 1984.
- 4) Jürgen Habermas, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1973. 細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店, 1979年。本書がマックス・プランク研究所での研究プロジェクトに負うところ大であることは、その Vorwort に記されているほか、オッフエの著書、論文からの引用は、三つのサブシステムの図式をはじめ各所にみられる。
- 5) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchung zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Luchterhand, Darmstadt und Neuwied 1962. 細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社, 1973年。
- 6) 西村裕通・荒又重雄編『社会政策を学ぶ』有斐閣, 1978年, 8, 9頁。

- 7) 同上書, 第1部第1章, 18-30頁。
- 8) ジェソープ (田口他訳), 上掲書序文xii。
- 9) 同上書, 40頁。
- 10) 同上書, 33頁。
- 11) John Holloway and Sol Picciotto (eds.), *State and Capital: A Marxist Debate*, Edward Arnold, London, 1978.
- 12) *Ibid.*, p. 1.
- 13) Joachim Hirsch, *Der Sicherheitsstaat. Das Modell Deutschland< seine Krise und die neuen sozialen Bewegungen*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main 1980. 本書の要点を英文でまとめた次の論文は, 西ドイツについての具体例の詳論を欠くが参考になる。Joachim Hirsch 'Fordist Security State and New Social Movements' *Kapitalistate*, 10/11, 1983, pp. 75-87.
- 14) Hirsch (1980), S. 28, 29.
- 15) Ebenda, S. 165.
- 16) ジェソープ, 上掲訳書, 131-137頁。
- 17) Offe, *op. cit.*, p. 262.
- 18) Habermas (1962), 上掲邦訳書, 197頁以下。
- 19) 同上書, 198頁。
- 20) 同上書, 291頁以下。
- 21) 同上書, 300頁。
- 22) 同上書, 302頁。

(ほさか・てつや 金沢大学教授)